

# 真間川の整備計画に関する市民団体からの意見・見解



番号	意見の内容	意見	見解
No.1	市街化抑制を含むまちづくりの再検討	<p>まちづくりの中に、総合的な治水の考えを積極的に盛り込むべきと考えます。変更計画では、「今後とも、北総開発鉄道の沿線開発や、都営新宿線の延伸、東京外郭環状自動車道等の計画により、流域内の市街化進んで行くものと予想される(P.7)」、「概ね10年後における流域開発については、市街化率を74%とする(P.16)」、「市街化調整区域内の既存市街地と、市街化区域内が全域市街化されるものとし、市街地面積48.37km<sup>2</sup>、市街化率74%とする(P.24)」とし、低成長時代に入っているにもかかわらず、依然として右肩上がりの経済予測に基づき過大な予想を前提にしています。急激な市街化が地域水循環を歪ませ都市型水害を引き起こしているものであり、市街化抑制を含むまちづくりの中で流出量の抑制を積極的に進めるのが第一義的に重要です。変更計画では、まず市街化ありきで次にそれに応じた治水対策を検討していますが、これでは予想が逆転しています。安全な住環境の確保を最優先し、河川と都市計画の担当部局が緊密に連携して治水や地域水循環を柱に据えたまちづくりを検討すべきです。市街化率はそのような総合的な治水の観点から再検討されなければならぬと考えます。</p>	<p>市街化率については、現況の市街化区域は全域が市街化され、また、市街化調整区域は現状の市街化分だけ見込んだ計画となっており、これは、新たな開発を見込んだものではなく、現状に見合う計画と考えています。なお、都市型水害に対する治水対策は、ご指摘のように市街化抑制という手法により現状維持に努めることが基本であり、さらに既存市街地における雨水貯留・浸透施設などによる保水・遊水機能を確保や耐水型のまち作りなどが考えられます。果しては、行政のみならず地域住民も含めて、流域が有する現状や課題を共有することが大切であると考えます。</p>
No.2	流量分担計画の再検討	<p>流量分担計画で、河川分担と流域分担のバランスを図り、河川対策も流域対策も、流域総合治水として一体的に対策を進めるべきです。変更計画では、河川分担流量「現況231m<sup>3</sup>/S(88%) 目標255m<sup>3</sup>/S(91%)」、そのうち河川域貯留流量「現況21m<sup>3</sup>/S(8%) 目標34m<sup>3</sup>/S(12%)」(P.19)としています。総説(P.1)や流域整備の基本方針(P.16)で、河道に偏重せず流出量を抑制する総合的な対策が必要と謳っていますが、河道に91%を負担させる、遊水地域(流域の6.5%)に河川の付属施設として調節池で12%を負担させるのは、「総合」の名に値するとはいえません。流量分担の根拠を明らかにし、再検討するべきでしょう。また、変更計画では、保水地域で処理流量を「現況15m<sup>3</sup>/S(6%) 目標24m<sup>3</sup>/S(9%)」(P.19)、市川・松戸・船橋・鎌ヶ谷の流域各市の対策量を「合計286,000m<sup>3</sup>(P.27)」とし、この対策は「目標値の達成は十分可能な状況にあると考えられる(P.24)」と述べています。</p>	<p>真間川流域整備計画の変更計画では、国分川と大柏川の上流域での浸水被害を軽減するために、河川改修を上流に延伸する計画となりました。これにより、これまで氾濫原であった河川沿いの低平地の氾濫は解消する反面、将来的には流域分担量が低下し、ご指摘の「総合治水」の名に値しないという指摘もやむを得ないものと思われまます。なお、総合治水流域では、市街化率が高く、ご存じのように土地利用の高度化が進んでおり、開発前のような氾濫原確保は難しい状況にあるというも事実です。一方、「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例(通称、市民あまみ水条例)」にみられるように、かつて有していた流域の良好な水循環の保全や浸水被害の軽減を図るために、河川改修のみならず、市民一人ひとりが自己の所有地に降った雨水を浸透や貯留することで下流に流さない取り組みが行われるなど、持続可能な流域の取り組みもはじまっています。</p>
		<p>保水地域は流域の82.2%を占めるにもかかわらず、流量では9%を分担するに止まっております。総合的なバランスを欠いています。市川市は今年7月に「市民あまみ水条例」を施行し、従来にも増して浸透ますの普及を進めており、松戸市でも建築確認申請時に浸透ます設置の指導で効果を上げています。目標値の達成は十分可能であるなら尚更、前計画の値をそのままにすることなく、これらの動きを促進するためにも目標値の上積みを行うことは可能はずです。重要と考えます。河川改修・調節池・分水路整備など河川対策は、浸透ます・雨水貯留・調整池など流域対策は市と別個に縦割りで行うのではなく、共に「流域総合治水」の一環としてバランスのとれた対策をとる必要がありまます。流域対策協議会の意義を再確認していただきたいと思います。</p>	<p>一方、「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例(通称、市民あまみ水条例)」にみられるように、かつて有していた流域の良好な水循環の保全や浸水被害の軽減を図るために、河川改修のみならず、市民一人ひとりが自己の所有地に降った雨水を浸透や貯留することで下流に流さない取り組みが行われるなど、持続可能な流域の取り組みもはじまっています。今後は、このような取り組みが行政主導型から地域主導型に移行していくことも必要だと考えます。</p>

番号	意見の内容	意見	見解
No.3	<p>整備計画への記載事項</p> <p>以下の対策を具体的に盛り込むようにしてください。</p> <p>(1)流域対策のうち、雨水浸透や各戸貯留など市民が取り組む流出量の抑制をカウントし計画に盛り込むようにする。</p> <p>(2)県として山林・緑地等の自然地を水源涵養林のように緑のダムとして保全する制度を設ける。</p> <p>(3)総合治水の観点から下水道と河川の整合性を再点検する。 市が行う下水道計画はともすると内水排除に偏重しやすく、県が行う河川整備計画と整合性を欠きやすいため、総合治水にあって内水対策は流域対策の一環で対応すべきであり、両計画の再点検が必要である。</p> <p>(4)500m<sup>2</sup>未満のミニ開発に対しても流出抑制についての規制を新たに設ける。</p> <p>(5)大柏川第2調節池は、同第1調節池と比べ、面積と容量のバランスを欠いています。大柏川第2調節池の面積と容量、同第1調節池との流量配分を再検討する必要があると考えます。</p>	<p>(1)各戸貯留などの流域対策は、将来的な管理の継続が問題であるため、現時点では治水計画上の対策量にカウントはしていただきたくありません。今後の維持・管理状況を踏まえつつ、検討していきたいと考えます。</p> <p>(2)地域の理解と協力により、山林・緑地等の保全がなされるべきと考えます。</p> <p>(3)下水道計画と河川計画は密接な関係があり、下水道計画は、常に受け皿となる河川の能力を把握し、整合を図った工事を実施しています。</p> <p>(4)ミニ開発に関しては、流出対策のみならず、防災面や景観面でも問題があるとは認識しております。</p> <p>(5)基本的には、洪水調節後の調節池からの排水は、維持管理の面から、自然流下が可能なのことが有利であり、第2調節池では調節池の深さを浅くすることとしています。</p>	
No.4	<p>国への要望</p> <p>昭和54年、真間川水系は総合治水対策事業特定河川に指定されました。それから26年、実際に進んでいくのは河川施設に関連する工事を中心と言わざるを得ません。総合治水対策事業が名目だけの「総合治水」となっていないか点検し、実効性のある総合的な治水対策となるように再検討していただきたいと思っております。</p>	<p>総合治水対策事業特定河川が本来の意味で「総合治水」となるためには、当然ながら河川管理者は、自ら実施すべき工事を進めるとともに、地域も流出抑制に努め、官民一体となった取り組みがなされるべきと考えます。今後は、水循環という視点も踏まえ、実効性のある施策を策定していきたいと考えています。</p>	